

教員免許更新のおおまかな流れ

～非常勤の講師、臨時的任用による講師をお勤めの方々へ～

非常勤の講師、臨時的任用による講師をお勤めの方々、今後、予定されている方々は、本資料をご一読ください。

1. はじめに

- 平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されることになりました。
- 教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。
- 基本的な制度としては、平成21年4月以降に授与される教員免許状(新免許状)には10年間の有効期間が定められます。新免許状を持っている者は有効期間の満了までの2年2ヶ月内に大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して更新することが必要となります。
- 平成21年3月31日までに授与された教員免許状(旧免許状)には有効期間は定められませんが、旧免許状をもって幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭として勤めている方々は、各自の修了確認期限前の2年2ヶ月内に、大学などが開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に申請して更新講習修了確認を受けることの義務が課されているため、新免許状所持者と同様に必要な講習の受講・修了と諸手続が必要となります。
- 非常勤の講師、臨時的任用による講師等をお勤めの方々も、定期的に免許状更新講習を修了して必要な刷新(リニューアル)され、教壇にお立ちください。

--- 《教員免許状の例》 ---

- 幼稚園教諭普通免許状、小学校教諭普通免許状、中学校教諭普通免許状(理科)、高等学校教諭普通免許状(水産)、特別支援学校教諭普通免許状
- 養護教諭普通免許状
- 栄養教諭普通免許状

2. 教員免許更新制のおおまかな流れ

旧免許状をもって非常勤の講師、臨時的任用による講師等をお勤めの方々が免許状更新講習を受講し、必要な手続をする際の基本的な流れは以下の図のとおりとなります。

(図) 免許状更新講習の受講等の基本的な流れ

〈平成20年度中に行うことが必要なこと〉

最初の修了確認期限の確認(各自が必ず表1、表2をご確認ください) → 最初の修了確認期限
平成 年 月 日

〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間のうちに行うことが必要なこと〉

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。 → 免許状更新講習受講期間
平成 年 月 日~平成 年 月 日

各自が各大学等に受講を申し込みます。(受講申込書で各学校長等から教員であることを証してもらいます。)

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までに行うことが必要なこと〉

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、勤務する学校が所在する各都道府県の教育委員会(免許管理者)に更新講習修了確認の申請をします。 → 申請手続最終日
平成 年 月 日

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書を発行。

次の修了確認期限(10年後)まで持っているすべての教員免許状が有効。 → 次の修了確認期限
平成 年 月 日

※最初の修了確認期限の延期又は免許状更新講習受講免除の認定を希望する場合は、各自が最初の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間に免許管理者に申請を行ってください。

(表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方(栄養教諭免許状を持つ方を除く。)の最初の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

《表の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間をご確認ください。

例1: 昭和43年1月8日生まれの講師の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。

例2: 昭和60年1月8日生まれの講師の方は、⑩の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成32年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成30年2月1日から平成32年1月31日までの間となります。

(表2)

○平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を持つ方(栄養教諭以外の職にある方も該当します。)の最初の修了確認期限

	免許状を授与の日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間及び更新講習修了確認申請期間	次回の修了確認期限
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭の普通免許状を授与された旧免許状所持者	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日

《表の見方》

現在の職にかかわらず栄養教諭免許状をお持ちの方の最初の修了確認期限は本表によることとなります。

各自の栄養教諭免許状を授与された日から、①～④の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間をご確認ください。

例1:平成17年3月20日に栄養教諭免許状を授与された講師の方は、①の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成28年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成26年2月1日から平成28年1月31日までの間となります。

例2:平成19年3月20日に栄養教諭免許状を授与された講師の方は、この表の②の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成29年3月31日、免許状更新講習の受講期間及び免許管理者への更新講習修了確認申請期間は平成27年2月1日から平成29年1月31日までの間となります。

3. 今後、非常勤の講師、臨時的任用により講師となる予定の方々のおおまかな流れ

- ①過去に校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭であった方で新たに講師になることを希望する方
 - ②新たに講師として任用、雇用されることが見込まれる方
- については、現職の教員ではないために各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講する義務は課されておらず、修了確認期限が経過しても、お持ちの免許状は失効しません。

免許状更新講習を受講することはできるため、修了確認期限の前又は後に免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に必要な手続を行ってください。

(1) 各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講等しようとする場合

- 各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講し、免許管理者(現職教員でない場合は住所地が所在する都道府県の教育委員会)に更新講習修了確認申請を行うことができます。

この場合は、本資料の1の図の流れに沿って講習受講等をしてください。

- この際に、大学等に免許状更新講習の受講を申し込むにあたっては、免許状更新講習受講申込書とともに、過去に教諭、講師等として勤めていた方は勤務していた幼稚園、学校を設置する教育委員会、学校法人等から在職証明を、非常勤講師リスト登録等をして新たに講師として任用、雇用される予定の方は教育委員会、学校法人等から雇用予定の証明又は非常勤講師リスト登録証明等を得て、それを添付して大学等に受講を申し込んでください。

(2) 各自の修了確認期限以後に免許状更新講習を受講等しようとする場合

- 現職教員でないために免許状更新講習を受講・修了せず修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。

- ただし、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了していない場合で、修了確認期限経過後に講師として任用、雇用されることとなったときには、任用、雇用の日までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者(この場合は各自の住所地が所在する都道府県の教育委員会)から免許状更新講習を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることについての確認を受けることが必要となります。

この場合の基本的な流れは以下をご覧ください。

〈平成20年度中に行うことが必要なこと〉

最初の修了確認期限の確認(各自が必ず表1、表2をご確認ください)

→最初の修了確認期限
平成 年 月 日

～最初の修了確認期限が経過した場合～

〈講師に就くまでに行うことが必要なこと〉

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。

各自が各大学等に対して講習受講を申し込みます。(その際に、過去に教諭等として勤めていた方は、勤務していた幼稚園、学校を設置する教育委員会、学校法人等からの在職証明、新たに講師として任用、雇用される予定の方は教育委員会、学校法人等からの任用、雇用予定の証明又は非常勤講師リスト登録証明等を得て、それを添付して大学等に受講を申し込みます。)

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、住所地が所在する各都道府県の教育委員会(免許管理者)に免許状更新講習を修了した後2年2ヶ月内にあることについての確認の申請をします。

免許管理者が確認を行い、確認の証明書を発行。

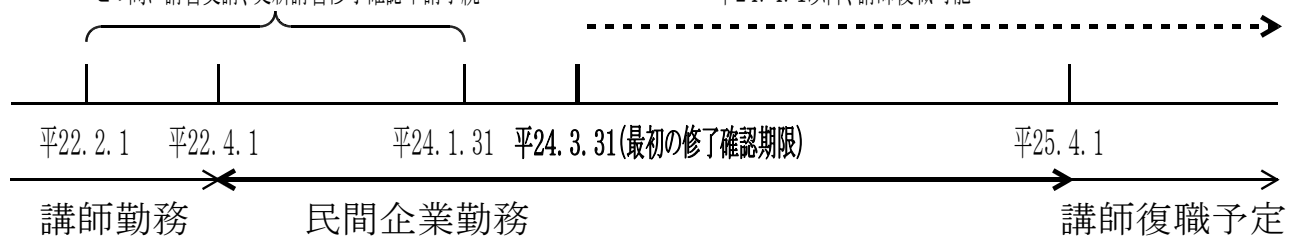
教諭等に就くことができます。
確認を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで持っているすべての教員免許状が有効です。

【具体的な例】

①各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講等しようとする場合の例

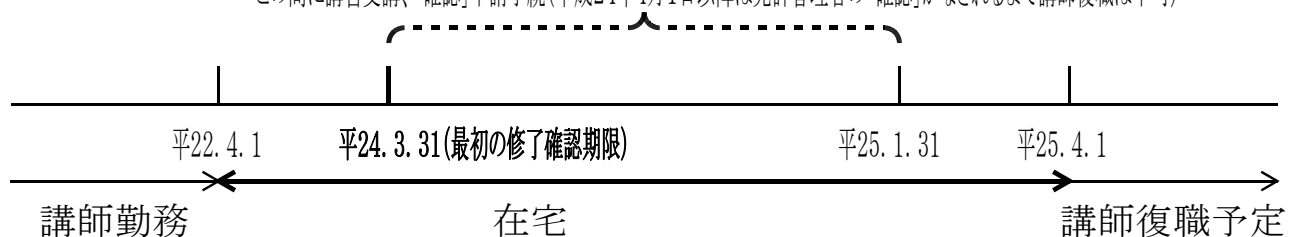
この間に講習受講、更新講習修了確認申請手続

平24. 4. 1以降、講師復職可能



②各自の修了確認期限以後に免許状更新講習を受講等しようとする場合の例

この間に講習受講、「確認」申請手続(平成24年4月1日以降は免許管理者の「確認」がなされるまで講師復職は不可)



4. 免許状更新講習の内容について

教員免許更新制の実施に際して、受講し、修了することとされている30時間以上の免許状更新講習は、以下の表に掲げる項目及び内容を含むものとされており、大学が中心となって、一の事項を取り扱う講習は12時間以上で、二の事項を取り扱う講習は、6、12、18時間以上で開設します。

事項(時間数)	項目	内容
一 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項 (十二時間以上)	教職についての省察	イ 学校を巡る近年の状況の変化 ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
	子どもの変化についての理解	イ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。) ロ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
	教育政策の動向についての理解	イ 学習指導要領の改訂の動向等 ロ 法令改正及び国の審議会の状況等
	学校の内外における連携協力についての理解	イ 様々な問題に対する組織的対応の必要性 ロ 学校における危機管理上の課題
二 教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項 (十八時間以上)		幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

《免許状更新講習の受講のしかたの例》

○中学校の講師のTさんの例

---【K大学】 ---
「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」(必修領域)に係る講習(必ず12時間以上で開設されます。)

+

「教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項」(選択領域)に係る講習を下記のような形で受講(あわせて18時間以上の履修が必要。)

【パターン1】

---【A大学】 ---
18時間の講習を受講(例:中学校の理科の指導法)

【パターン2】

---【A大学】 ---
12時間の講習を受講(例:中学校の理科の指導法)

【パターン3】

---【A大学】 ---
6時間の講習を受講(例:理科最新知識)

---【B大学】 ---
6時間の講習を受講(例:理科指導法)

---【B大学】 ---
6時間の講習を受講(例:野外活動の指導法)

---【C大学】 ---
6時間の講習を受講(例:児童の指導の理論と方法)

(参考) 教員免許更新制関係情報の入手先、各種問い合わせ先について

① 教員免許更新制に関するお問い合わせ先

文部科学省初等中等教育局教職員課教員免許企画室
電話：03-6734-3572
メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

② 教員免許更新制の制度の詳細

→ 文部科学省ホームページをご覧ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

「<解説> 教員免許更新制のしくみ」(文部科学省ホームページ
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/08051422.htm)にも掲載中)をご覧ください。

③ 最初の修了確認期限の確認

文部科学省ホームページの「修了確認期限をチェック」のコーナーを
ご覧ください。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index.htm)

④ 現職教員等が免許状更新講習を受講・修了する際の流れの詳細

「ケース別 手続きフローチャート」(文部科学省ホームページ
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/002/index.htm)にも掲載中)をご覧ください。

⑤ 教員免許更新制についてのタイムリーな情報入手

○ メールマガジン「初中教育ニュース」
登録する場合は文部科学省HP上の登録ページからアクセス。
検索サイトで「初中教育ニュース配信」と打ち込んでいただくとすぐに見つかります。
(→ <https://mg01.e-mediagate.com/optin/002n/insert.jsp>)

⑥ 更新講習修了確認など免許管理者への申請のための様式などについて

→ 各都道府県教育委員会の免許担当